

平成10年第2回臨時会

厚岸町議会会議録

平成10年7月24日開会
平成10年7月24日閉会
(本会議)

厚 岸 町 議 会

平成10年 厚岸町議会 第2回 臨時会 会議録		
召 集 期 日	平成10年 7 月 24 日	
召 集 場 所	厚岸町議事堂	
開催日時	開 会	平成10年 7 月 24 日 午前10時00分
	閉 会	平成10年 7 月 24 日 午前11時20分

1. 出席議員及び欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出 席 ○ 欠 席 ×	議 席 番 号	氏 名	出 席 ○ 欠 席 ×
1	田 宮 勤 司	○	12	高 橋 敏 晃	○
2	秋 山 之 男	○	13	岩 谷 仁悦郎	○
3	運 上 欽 也	○	14	木 村 正 弘	○
4	稲 井 正 義	○	15	真里谷 誠 治	○
5	音喜多 政 東	○	16	安 達 由 圃	○
6	中 川 孝 之	○	17	菊 池 賛	○
7	松 岡 安 次	○	18	谷 口 弘	○
8	中 屋 敦	○	19	室 崎 正 之	×
9	鹿 野 昇	○	20	塚 田 丈太郎	○
10	菅 江 広	○	21	高 畠 一 美	○
11	小 澤 準	○	22	舟 山 正 弘	○
以上の結果、出席議員 21名 欠席議員 1名					

1. 議場に出席した事務局職員

議会事務局長	君 澤 英 二	議 事 係 長	板 屋 英 志
--------	---------	---------	---------

1． 地方自治法第121条により説明のため出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	澤 田 昭 夫	教育委員会管理課長	藤 田 稔
総 務 課 長	大 沼 隆	教育委員会社会教育課長	大 野 繁 嗣
企 画 課 長	福 田 美樹夫	監査事務局長	大 平 裕 一
財 政 課 長	黒 田 庄 司	農業委員会事務局長	玉 田 勝 幸
町 民 課 長	澤 向 邦 夫	教育委員会体育振興課長	太刀野 康 夫
福 祉 課 長	斉 藤 健 一	水 道 課 長	風呂谷 一 三
生活環境課長	佐 藤 昇	病 院 事 務 長	徳 村 正 隆
税 務 課 長	大 野 榮 司	梅香町支所長	宮 川 直 紀
農 林 課 長	西 野 清		
水 産 課 長	北 村 誠		
商工観光課長	田 辺 正 保		
管 理 課 長	深 山 眞		
建 設 課 長	山 崎 国 雄		
監 査 委 員	松 見 幸 男		
教 育 長	小野寺 英 樹		

1． 会議録署名議員

11 番	小 澤 準	番	
12 番	高 橋 敏 晃	番	

1． 会 期

7月24日から 7月24日までの 1日間（休会 日、なし）

1． 議事日程及び付議事件

別紙のとおり

1． 議事の顚末

別紙のとおり

厚岸町議会第2回臨時会議事日程

(10・7・24)

日 程	議 案 番 号	件 名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2		会期の決定
第 3		例月出納検査報告
第 4	議案第 57 号	固定資産評価員の選任に対する同意を求めることについて
第 5	議案第 58 号	厚岸町水道事業給水条例の制定について
第 6	議案第 59 号	厚岸町農業用水道給水条例の制定について
第 7	議案第 60 号	厚岸町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
第 8	議案第 61 号	工事請負契約の締結について
第 9	議案第 62 号	工事請負契約の締結について
第 10	議案第 63 号	工事請負契約の締結について

議	長	ただいまより、平成10年厚岸町議会第2回臨時会を開会いたします。 開会時刻10時00分
議	長	直ちに、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。
議	長	日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、11番 小澤議員、12番 高橋議員を指名いたします。
議	長	日程第2、会期の決定を議題といたします。 お諮りいたします。 本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご意義ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議	長	ご異議なしと認めます。 よって本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。
議	長	日程第3、例月出納検査報告を議題といたします。 今般、監査委員より別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思います。
議	長	日程第4、議案第57号、固定資産評価員の選任に対する同意を求めることについてを議題といたします。 職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。 町長。
町	長	議案第57号 提案理由の説明 （説明内容省略）
議	長	これより質疑を行います。 （な し） なければ質疑を終わります。 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、本案は原案のと

		おり同意するにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。
議	長	休憩します。 再開します。 休憩時刻10時04分 再開時刻10時05分
議	長	日程第5、議案第58号、厚岸町水道事業給水条例の制定について。 日程第6、議案第59号、厚岸町農業用水道給水条例の制定について。 以上2件を一括議題といたします。 職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。 水道課長。
水道課長		議案第58号、議案第59号 提案理由の説明 （説明内容省略）
議	長	これより質疑を行います。 14番
14	番	水道課長に話したら良いか町長の政策分野に係わる事か、料金につきましていろんな事が改正されましたけど、料金の改正はございませんね。この中に前にも話した事がございますが、工業用料金と船舶用料金が突出して高いんですね。なぜこのように高く設定しなければならないのか、前にも話したことがありましたが、今一度お考えをお伺いしたいと思います。
議	長	水道課長。
水道課長		料金については55年の制定でございまして、もう相当経っております。その当時につきましては原価計算をいたしまして、現在の水道料金になっているわけでございます。高い安いにつきましては、いろんな議論が出てまいりますけれども、水道事業総体としてまいりますと、現在必ずしも経営としては良くありませんで、むしろ一般会計からの補助を仰いで経営が成り立っている。 しかしながら現在このような情勢の中でございますけれども、料金の部分につきましては工業用がどうか、一般用がどうか、営業用がどうかという問題よりも、料金につきましては総体的に見直す時期には来ているんだろうというふうに考えております。ただ

		見直す時期については現在は、予定を具体的に定めている内容ではございません。それらに合わせて用途等の区分を改善していかなければならない内容だというふうに認識しております。
議 長	14 番	14番。 今の答弁に二つございました原価ね、原価の問題がありました。もう一つは水道会計の面からの考え方もありました。ここで質問するんですが、公営水道のみが別な会計で全ての施設が成っているんですか。一般の水も団体用も営業用も同じ系統から来ているんじゃないかと思うんですが、その場合になぜ工業用及び船舶用のみが原価に云々されるのか、これに理解に苦しむところでございます。 それから次に水道会計が赤字だと、一般会計より補助、確かにそのとおりでございます。決して豊かな会計でないことは私も承知しておりますが、それであればそのように別な手だてをするべきで、特定のものが高いということは何らかの考え方が有るんでないか、こう思われるんですが。トータルで特別会計苦しいと、それならばそれなりに良いんですが、なぜそれならばそこだけにそれを求めるのか、こう思われるんですが。 全体を上げればそれも分かるですよ。水道会計苦しいから一般会計に負担して頂きたい、というんだらそれは分かるですよ。特定の物のみが高いというのはいかがなものか。この考え方の基礎になるのものは何かと、商売してる奴は儲かるから良いんだと、そこから取ってやれば良いんだ、というような考えも世の中には有りますから。日本の税体系の中にもございますが、そういう考え方なのかどうかもちよっとお聞かせ願えたら。例えば厚岸の基幹産業で船の問題、外来船誘致で大いに努力しておりますが、彼らが油代・水道代・生活物資を購入する単価がどうかということが、総合的に彼ら外来船は旅に行く時に考えるんですよ。これは我々が旅に行っても同じなんですよ。同じサービスなら安い所へ。そういう場合に何か矛盾する点があるのではないかと思うものですから、そのへんどうお考えかお伺いしたい。
議 長 水道課長		水道課長。 ご質問に十分お答え出来るかどうか分かりませんが、水道料金の各戸の用途につきまして、これは当時の考え方といたしましては、やはりそこに件数が少なく水量が多い場合につきましては、工事費・口径も違ってきますけれどもそれらが原価の中に含まれてくる内容だと思っております。すなわちこの事によりまして、総体の給水施設・浄水から配水管から全ての物につきまして、その内容が異なってくるという事でござい

		ますから、その配分の中で料金を設定されたものと理解しております。 ただ先程申しましたように、この料金は特に他に比べて工業用については高いという事は私も理解しております。ただ料金というのは景気に影響されまして公共料金を上下する訳には必ずしもいかない、という事から料金の考え方につきまして、それらが船舶、工業用として高い安いという事になってまいりますけれども、これは水道料金で調整するばかりが全てではないと理解はしております。 その中で行政的な対応を求められているご質問の要旨に聞こえますけれども、それらについては今後十分、町として検討していかなければならない内容であろうと理解しております。
議 長	14 番	14番。 水道室ではどういう考え方でやっているか、私は分かりませんが少なくとも大口のものはコストが高くなるという事は私は理解できない。むしろ小さいもの数あるほどコストが高くなる。その辺ちょっと理解に苦しむところでございます。 なお2番目の徴収料金の高い安いは、水道室でない別な面のとありましたが使う方はどれでも良いんですよ。何処の船が来ましても自分達が使う水が他の場所に比べて高くなければ、それで良いんです。ただ私が言うのは、何で工業用・船舶用が突出した高さになっているのか。このへん町長のお考えもあるでしょうが、このへん町長からもお伺いしたい。 あとと言いますが、出来るだけ早く訂正して頂きたい。それでなければ厚岸町の政策として、基幹産業云々・外来船誘致が大変だこういう時に具体的なマクロではそれで良いんですが、マクロだけでは出来ないあと細かい細部にわたってきちんとしたことがあって初めてものが出来る、というものの原則を踏まえた上にこれは配慮する必要があるのではないかと、私が工業者で言ってるんではありませんよ。そういう事では取らないで下さいね。私が工業者で無礼で、それで苦しいから安くしてくれとは言えませんからね私は。トータルの中でそういう考え方はいかがなものか、という事で伺っているんですが。
議 長 町 長		町長。 水道料金であります、課長から答弁がありましたように昭和55年からであります、相当期間が経過しておりますけれども、見直しの時期に来ている事はたしかであります。 それから一般用と営業用の関係であります、一般用のように生活の必需品として使

		用するものと、その水道水を利用する営業行為によって利益をあげるものとは、やはり 自ずと差が出てまいります。	
		ただ船舶用にいたしましても工業用にいたしましても、現在の産業形態が非常に厳しい 中でありますから、その営業行為に係わる水道料金がその営業行為に大きな影響を与 えるところからですね、高いのではないかというような事になっておりますが、これも また営業活動が順調であればそういう事にはならないのではないのかなと。	
		私共は今申し上げましたように、生活必要上不可欠なものとして使用するものと、そ の水を材料として利用する営業行為とは、どの町村もその価格設定については変わっ てきている。ただそうした産業形態からいって政治的な配慮をしなければならないの ではないか、という事については先程課長からも答弁いたしましたように、単に水道料 金の算定でなくて別の方途で対応をしなければならない問題だ、そう考えます。	
議	長	他に質疑ありませんか。	
		(なし)	
		なければ質疑を終わります。	
		初めに、議案第58号についてお諮りいたします。	
		討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。	
		(「異議なし」の声)	
		ご異議なしと認めます。	
		よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。	
議	長	休憩します。	休憩時刻10時55分
		再開します。	再開時刻10時56分
議	長	次に、議案第59号についてお諮りいたします。	
		討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。	
		(「異議なし」の声)	
		ご異議なしと認めます。	
		よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。	
議	長	休憩します。	休憩時刻10時57分

		再開します。	再開時刻10時58分
議	長	日程第7、議案第60号、厚岸町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について を議題といたします。	
		職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。	
		水道課長。	
水道課長		議案第60号 提案理由の説明 (説明内容省略)	
議	長	これより質疑を行います。	
		(なし)	
		なければ質疑を終わります。	
		お諮りいたします。	
		討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。	
		(「異議なし」の声)	
		ご異議なしと認めます。	
		よって、本案は原案のとおり可決されました。	
議	長	日程第8、議案第61号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。	
		職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。	
		建設課長。	
建設課長		議案第61号 提案理由の説明 (説明内容省略)	
議	長	これより質疑を行います。	
		1番。	
1	番	これ当初延長、執行延長は 280mという説明ではなかったですか。	
議	長	建設課長。	
建設課長		申し訳ございません、3カ年実施計画では延長が 270mになってございますけれども、 これにつきましては私共の積算の違いと思っております。	
議	長	他に質疑ありませんか。	
		(なし)	
		なければ、質疑を終わります。	
		お諮りいたします。	

	討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声） ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。	議 長	以上で、本臨時会に付議された議案の審議は、全部終了いたしました。 よって、平成10年厚岸町議会第2回臨時会を閉会いたします。 閉会時刻11時20分
議 長	日程第9、議案第62号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。 職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。 建設課長。		以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。
建設課長	議案第62号 提案理由の説明 （説明内容省略）		平成10年7月24日
議 長	これより質疑を行います。 （な し） なければ、質疑を終わります。 お諮りいたします。 討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声） ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。	厚岸町議会	
		議 長	_____
		署名議員	_____
		署名議員	_____
議 長	日程第10、議案第63号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。 職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。 水道課長。		
水道課長	議案第63号 提案理由の説明 （説明内容省略）		
議 長	これより質疑を行います。 （な し） なければ、質疑を終わります。 お諮りいたします。 討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声） ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。		